

指定管理者議案説明資料

所管 スポーツ局スポーツ部施設課

施設の名称（所在地）	札幌市ジャンプ競技場等： 札幌市大倉山ジャンプ競技場（中央区宮の森） 札幌市宮の森ジャンプ競技場（中央区宮の森1条18丁目） 札幌市荒井山シャンツェ（中央区宮の森） 札幌オリンピックミュージアム（中央区宮の森）
選定方法	非公募（別紙1参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	1 札幌市大倉山ジャンプ競技場、札幌市宮の森ジャンプ競技場及び札幌市荒井山シャンツェ（以下「ジャンプ競技場」という。） 札幌市ジャンプ競技場条例 2 札幌オリンピックミュージアム（以下「ミュージアム」という。） 札幌オリンピックミュージアム条例
(2) 設置目的	1 ジャンプ競技場 ジャンプ競技に対する市民の理解を深めるとともに、ジャンプ競技の普及振興及び競技力の向上を図ること。 2 ミュージアム オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック開催都市としての荣誉と功績を後世に継承するとともに、広くウィンタースポーツに関する興味と理解を深める機会を提供し、もってオリンピック・パラリンピックの理念を広く伝えるとともに、ウィンタースポーツの普及振興に寄与すること。
(3) 施設の事業内容	1 ジャンプ競技場 施設の設置目的を達成するために必要な事業 2 ミュージアム (1) オリンピック及びパラリンピック、冬季オリンピック札幌大会等本市で開催されたウィンタースポーツの国際大会並びにウィンタースポーツに関する資料の収集、保管及び展示 (2) オリンピック及びパラリンピック並びにウィンタースポーツに関する調査研究及び情報提供 (3) ウィンタースポーツの疑似体験装置の展示 (4) その他ミュージアムの設置目的を達成するために必要な事業
(4) 現在の指定管理者	株式会社札幌振興公社

(5) 指定管理費	170,974 千円 (令和 4 年度予算額) 利用料金制度
-----------	--------------------------------

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	株式会社札幌振興公社			
所 在 地	札幌市中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号			
代 表 者 名	代表取締役社長 浦田 洋			
設 立 年 月 日	昭和 32 年 7 月 12 日			
設 立 目 的	<p>次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 普通索道及び特殊索道による旅客運送事業 2 不動産の賃貸借及び管理並びに売買とその仲介・あっせん業務 3 住宅用地及び工場用地の造成並びに都市再開発に関する企画、調査、設計及び施工 4 倉庫、駐車場、有料道路、自動車ターミナル等の公益的事業の管理運営及び経営 5 観光・文化施設、スポーツ施設及び遊園施設の管理運営及び経営 6 飲食店の経営及び日用雑貨品の販売業務 7 旅行あっせん業 8 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 9 自動車の賃貸業 10 広告代理店業 11 警備・清掃業及びビル・施設管理業 12 人材派遣業 13 札幌市の委託を受けた事業の執行 14 前各事業に附帯する一切の業務 			
基 本 金	562,600 千円 (札幌市出資額 477,600 千円 出資割合 84.9%)			
職 員 数	110 人 (令和 3 年 3 月 31 日現在) 役員、契約職員等を除く。			
事 業 概 要 (令和 4 年度)	<ol style="list-style-type: none"> 1 藻岩山関連事業(観光自動車道、ロープウェイ、山頂展望台及びスキーロッジ事業) 2 大倉山関連事業(競技場等管理運営、リフト及びレストラン・売店) 3 不動産賃貸、駐車場経営及び損害保険代理業 			
決 算 (令和 3 年度)	売上高	2,125,659 千円	売上原価	56,813 千円
	販売費及び一般管理費	2,430,396 千円	営業利益	361,550 千円
	営業外収益	143,933 千円	営業外費用	69,862 千円
	経常利益	287,479 円	当期純利益	288,656 千円

3 指定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 選定結果

5 事業計画

項 目	事 業 内 容
施設管理運営業務	<p>(1) 統括管理業務</p> <p>ア 管理運営組織の確立 ・オリンピックミュージアムに学芸員を3名配置する。</p> <p>イ 管理水準の維持向上に向けた取組</p> <p>ウ 第三者に対する委託業務等の管理</p> <p>エ 札幌市及び関係機関との連絡調整等 ・札幌市、指定管理者及び外部有識者で構成する運営協議会の設置</p> <p>オ 苦情対応</p> <p>カ 記録・モニタリング・報告・評価</p> <p>(2) 施設・設備等の維持管理に関する業務</p> <p>ア 施設・設備等の維持に関する業務</p> <p>イ 防災業務</p> <p>(3) オリンピック・パラリンピック及びウィンタースポーツの普及振興、研究調査並びにウィンタースポーツの裾野拡大・競技力向上に関する業務</p> <p>ア オリンピック・パラリンピック及びウィンタースポーツの普及振興に関する展示とイベント等の開催</p> <p>イ オリンピック・パラリンピック及びウィンタースポーツに関する調査研究の成果発表</p> <p>ウ 博物館資料を生かした活動</p> <p>エ その他ミュージアムに関連する活動</p> <p>(4) 施設の利用等に関する業務</p> <p>ア 受付カウンター業務</p> <p>イ 使用等の承認等に関する業務</p> <p>ウ 大倉山ジャンプ競技場スタートハウス棟の観光拠点としての活用に関する業務</p> <p>エ 貸館業務</p> <p>(5) 管理運営業務に付随する業務</p> <p>ア 広報業務</p> <p>イ 公務視察対応</p> <p>ウ 引継業務</p> <p>エ その他付随業務</p>
自主事業	<p>(1) ミュージアムショップ事業</p> <p>(2) 展望台カフェ事業</p>

- (3) 大倉山ウエディング事業
(4) 自主イベント事業

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設総収入	297,140	300,380	309,538	315,736	321,936	1,544,730
指定管理業務に係る収入	269,335	270,789	272,241	273,694	275,147	1,361,207
指定管理費	191,123	191,123	191,123	191,123	191,123	955,614
利用料金	65,633	67,087	68,539	69,992	71,445	342,695
その他の収入	12,580	12,580	12,580	12,580	12,580	62,898
自主事業等収入 (うち指定管理業務充充分)	27,805 (0)	29,591 (0)	37,297 (0)	42,042 (0)	46,789 (0)	183,523 (0)
施設総支出	308,041	310,037	310,700	313,201	315,796	1,557,776
指定管理業務に係る支出	259,448	260,080	260,892	261,770	262,605	1,304,795
自主事業等支出	48,593	49,957	49,808	51,432	53,191	252,981
収支の差額	-10,901	-9,657	-1,163	2,535	6,140	-13,046

指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

別紙 1

選定方法を非公募とした理由

ジャンプ競技場(札幌市ジャンプ競技場条例第1条に規定するジャンプ競技場をいう。以下同じ。)は、ジャンプ競技の普及振興及び競技力の向上を図ることを目的とする施設である。

その中でも、札幌市大倉山ジャンプ競技場(以下「大倉山ジャンプ競技場」という。)及び札幌市宮の森ジャンプ競技場(以下「宮の森ジャンプ競技場」という。)は、トップレベルのアスリートが集中的かつ継続的にトレーニング及び強化活動を行う拠点として国が指定するナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設(以下「NTC」という。)に指定されているほか、国内大会はもちろんワールドカップなどの国際大会も毎年開催されているなど、本市のみならず国にとっても重要な施設となっており、また、札幌市荒井山ジャンツェ(以下「荒井山ジャンツェ」という。)では、主にジュニア世代のトレーニングや大会等が行われており、選手発掘や選手育成の拠点施設となっているところである。

そして、札幌オリンピックミュージアムは、オリンピック及びパラリンピックの歴史と価値並びに冬季オリンピック等の開催都市としての栄誉と功績を後世に継承するとともに、広くウィンタースポーツに関する興味と理解を深める機会を提供し、もってオリンピック及びパラリンピックの理念を広く伝えるとともに、ウィンタースポーツの普及振興に寄与することを目的とする施設であり、オリンピック・パラリンピックに係る展示施設やウィンタースポーツの体験施設を通して、その目的の実現を目指している。

また、平成28年には世界各国のオリンピックミュージアムにより構成されるオリンピックミュージアムネットワーク(以下「OMN」という。)に加盟したことにより、加盟するオリンピックミュージアム間で情報の共有及び展示物の貸借が可能となったほか、施設の内外にオリンピックロゴの使用が可能となるなど、オリンピック・パラリンピックの学習拠点としての機能を高め、冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けた機運の醸成やオリンピックムーブメントの推進に関しても必要不可欠な施設となっているところである。

大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェの3つのジャンプ競技場については、各施設の位置が近接しており、かつ、宮の森ジャンプ競技場及び

荒井山シャンツェには管理事務所がないこと並びに練習利用及び大会利用に支障が生じないよう各施設の利用日程の調整が必要であることから、一元的に管理運営することが必要である。

そして、札幌オリンピックミュージアムについては、大倉山再整備事業により平成11年度にしゅん工した施設（しゅん工当時は札幌ウィンタースポーツミュージアム）であり、3階部分は大倉山ジャンプ競技場の来場者受付にもなるなど一体的な施設となっている。

以上のことから、同一の者が一体的に大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場、荒井山シャンツェ及び札幌オリンピックミュージアム（以下「ジャンプ競技場等」という。）を管理する必要性が認められるから、ジャンプ競技場等を1つのグループとして、指定管理者を指定しているところである。

ウィンタースポーツのより一層の普及振興及び冬季オリンピック・パラリンピックの招致を目指している本市としては、ジャンプ競技場等の設置目的の更なる実現のため、下記のとおり、ジャンプ競技場等の指定管理者の指定手続を非公募によることができるものとするのが適当である。

1 非公募の必要性

- (1) 団体と施設の関係が密接不可分にある場合又は団体の役割と施設の設置目的・機能が一致する場合など、特定団体が管理運営することが妥当と認められること（指定管理者制度に関する運用ガイドラインの非公募区分1(3)）

大倉山ジャンプ競技場においては、トレーニング環境の確保や円滑な大会運営、更には観光利用として必要不可欠であるリフトを株式会社札幌振興公社（以下「公社」という。）が所有している。

また、札幌オリンピックミュージアムにおいては、隣接している公社所有の施設（令和2年に札幌オリンピックミュージアム・アネックスにリニューアル）が別館（レストラン及びカフェ）として管理運営され、札幌オリンピックミュージアムの一部としてOMNの認定を受けていることから、当該別館は札幌オリンピックミュージアムと一体的な関係性にある。

以上のことから、大倉山ジャンプ競技場及び札幌オリンピックミュージアムのそれぞれにおいて、公社と密接不可分の関係にあることが認められる。

- (2) 施設の運営管理に当たり、長期的な視野に立った継続的な事業運営や人材育成、

ノウハウの蓄積などを特に必要とし、現在の管理運営団体により良好な運営が行われている限りは、指定管理者の変更に馴染まないこと（指定管理者制度に関する運用ガイドラインの非公募区分1(2)）

ア 大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェ

大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェの管理運営においては、選手の安全な競技環境を確保するため、助走路とランディングバーン（着地してからの滑走路をいう。）の整備には特に高度な技術が求められる。そのため、長期的な経験により蓄積された知識・ノウハウを有する者に当該整備を行わせる必要がある。

また、国際大会等が行われる大倉山ジャンプ競技場及び宮の森ジャンプ競技場においては、大会主催者等から大会運営上の様々な要望がなされることもあり、その際には迅速かつ適切な対応が求められる。

このほか、大倉山ジャンプ競技場及び宮の森ジャンプ競技場の管理運営には、NTCの運営も含まれるが、この運営に当たっては、国際競技力の向上、スポーツ医・科学及びスポーツ情報に関する研究などの取組を行っていることから、指定管理者としてこれまでに培ったスキージャンプの専門的知識、事業の企画立案等に関するノウハウ及び関係団体等とのネットワークの構築が必要不可欠となる。

以上のことから、大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山ジャンツェについては、継続的な管理運営が必要であり、同一の者に引き続き管理を行わせる必要がある。

イ 札幌オリンピックミュージアム

札幌オリンピックミュージアムにおいては、子どもに対するオリンピック・パラリンピック教育を推進しており、これを担当する専属の学芸員の育成やノウハウの蓄積が必要である。

また、札幌オリンピックミュージアムには、北海道にゆかりのあるオリンピック・パラリンピアンなどによる北海道オールオリンピアンズの活動強化及び冬季オリンピック・パラリンピックの招致に向けた機運の醸成を図るため、同団体の活動拠点となる「OLY PARA・SALON」(オリパラ・サロン)を設置しているが、その事務局としての機能は指定管理者の業務としており、事業の展開には、多くのオリンピック・パラリンピアンとの理解と協力が不可欠であることから、継続的かつ強固なネットワーク構築が必要である。

以上のことから、札幌オリンピックミュージアムについては、継続的な管理運

営が必要であり、同一の者に引き続き管理運営を行わせる必要がある。

2 指定管理者

現在のジャンプ競技場等の指定管理者である公社は、上記のとおり大倉山ジャンプ競技場及び札幌オリンピックミュージアムと密接不可分の関係にあると認められるほか、平成8年4月から大倉山ジャンプ競技場、宮の森ジャンプ競技場及び荒井山シャントエの管理運営を、平成12年4月から札幌オリンピックミュージアム（しゅん工当時は札幌ウィンタースポーツミュージアム）の管理運営を長きにわたって行っており、これまで当該管理を適切かつ良好に行っているほか、指定管理者が変更となった場合、これまでの管理運営により育成された人材、蓄積された知識・ノウハウ等が失われ、ジャンプ競技場等の設置目的の達成に重大な支障が生じるおそれがある。

以上のことから、ジャンプ競技場等について非公募とし、現在の指定管理者である公社に申し込みを求めたものである。

別紙 2

札幌市ジャンプ競技場等の指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第 1 回 令和 4 年 7 月 14 日 募集要項、選定基準、選定方法等について

第 2 回 令和 4 年 10 月 27 日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員 7 名（市職員 1 人、外部委員 6 人）

委員長 石澤 伸弘 北海道教育大学札幌校保健体育教育分野教授

副委員 佐藤 裕則 北海道新聞社企画室スポーツ戦略本部長

委員 千葉 崇晶 公認会計士

委員 田畑 正幸 社会保険労務士

委員 和泉 明一 札幌市中学校体育連盟会長

委員 伊藤 みき 北海道オール・オリンピックスズ（元女子フリースタイルスキー・モーグル日本代表）

委員 佐藤 美賀 スポーツ局スポーツ部長

3 応募団体

団体名：株式会社札幌振興公社（現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙 1 のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

株式会社札幌振興公社 代表取締役社長 浦田 洋

札幌市中央区北 12 条西 23 丁目 2 番 5 号

(2) 選定の理由

株式会社札幌振興公社の提案は、札幌市ジャンプ競技場等の管理運營業務における各要求水準を満たしており、オリンピック・パラリンピック及びウィンタースポーツの調査研究や情報提供等について高い評価を得た。

札幌オリンピックミュージアム内でのパラリンピックの展示スペースの拡充や社会的弱者への対応、環境へ配慮した取組については、より一層の創意工夫や改善が求められる旨の意見があったが、これまでの施設の管理運営が良好で、安定した管理運営を担える組織体制が評価された。

以上の点から、札幌市ジャンプ競技場等の設置目的を効果的に達成するために、株式会社札幌振興公社は指定管理者の候補者として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
平等利用の確保	50点	30点
施設の効用発揮	450点	299点
安定経営能力	200点	136点
管理経費の縮減	150点	50点
その他	150点	92点
合計	1,000点	607点
得点率		60.7%